

第 3 号

1 2 月 1 1 日 (金)

平成27年第4回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月11日

午前10時05分開議

於 議場

1. 議事日程（第3日目）

- 日程第 1 各常任委員会の審査報告について
- 日程第 2 議案第49号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の制定について
- 日程第 3 議案第50号 氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 4 議案第51号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第52号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）につい
て
- 日程第 6 議案第53号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）について
- 日程第 7 議案第54号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第2号）について
- 日程第 8 議案第55号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3
号）について
- 日程第 9 議案第56号 氷川町指定金融機関の指定について
- 追加日程第1 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第11 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 河 口 涼 一

2番 清 田 一 敏

3番 長 尾 憲二郎

4番 上 田 俊 孝

5番 江 寄 悟

7番 松 田 達 之

8番 片 山 裕 治

9番 米 村 洋

10番 笠原良一
12番 永田義昭

11番 上田健一

4. 欠席議員（1名）

6番 三浦賢治

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 野田俊明 書記 河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	副町長	平逸郎
教育長	太田篤洋	総務課長	陳野信次
企画財政課長	森田寿也	税務課長	岩本博美
町民環境課長補佐	星田達也	健康福祉課長	山下剛
農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長	沖村眞一
農業委員会事務局長	草野信一	代表監査委員	本田孝志

開議 午前10時05分

-----○-----

○議長（永田義昭君） おはようございます。少し遅れましたが、これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 各常任委員会の審査報告について

○議長（永田義昭君） 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（松田達之君） おはようございます。

総務文教常任委員会審査報告書。

当委員会に付託されました議案につきましては、委員会における審査経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例2件、予算1件、その他1件であります。当委員会は12月7日午後、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査経過の概要につきましては、議案第49号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、質疑いたしました。委員の「職員の皆さんが、誰でも自由に情報を引き出せるということではないですか。」という質問に対して、担当課長から「所管する課で必要な事務については必要な情報として収集いたしますが、それ以外については職員であっても収集することができません。」と答えました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について質疑いたしました。教育費・学校管理費の工事請負費で、担当課長から詳細に説明を受けました。

また、総務費・財産管理費で「修繕料はどういうことをやるのか。」という質問に対して、担当課長が「ロビーの一角に新たな相談室を確保したい。」と答えました。そして、総務費・振興局費で、委員会「広告料はどういうものか。」という質問に対して、担当課長から「ソフトバンクホークスのキャンプ地で50万部配布される冊子に、秋山幸二ギャラリーの広告を掲載したい。」と答えました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、氷川町指定金融機関の指定について質疑しました。委員の「指定金融機関の指定の義務化の有無など」についての質問に対して、担当課長が「都道府県は、義務付けられている。市町村は任意であるが、合併後、指定されていない状況でしたので、今回、提案しました。」と答えました。

さらに「指定金融機関指定のメリットは。」という質問に対して、担当課長が「公金の管理、事務の効率化、安全性というところでメリットがあるということで、今回指定するものです。」と答えました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は、以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 次に、産業建設厚生常任委員長。

○産業建設厚生常任委員長（江崎 悟君） 続きまして、産業建設厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、条例1件、予算4件であります。当委員会は、12月8日午前、役場2階大会議室で関係課長より説明を求めながら審査を行いました。審査経過の概要につきましては、まず議案第51号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例については、質疑及び意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について質疑を行いました。農林水産業費・漁業振興費で委員から「台風15号による復旧対策事業補助金が計上されているが、農業関係の被害の規模は。」という質問に対して、担当課長から「農作物の被害額は約6,200万円で県に報告しています。主な内訳として、梨を中心に晩白柚などの果樹関係で5,700万円、野菜についてはレンコンの被害があり、470万円程度の被害です。施設関係については、園芸施設で連棟や単棟など300棟をはじめ、牛舎や鶏舎で5,000万円ほどの被害が出ている。」と答えられました。

また、債務負担行為補正で、委員から「一般会計のほか、国民健康保険や後期高齢者医療特別会計として、分類している理由はなぜか。」という質問に対して、担当課長から「人間ドックについては30歳以上の住民の方に募集をかけます。75歳以上の方は後期高齢者医療特別会計で支出。そして40歳から74歳までの方で国民健康保険の被保険者の方については、国民健康保険特別会計から支出します。よってそれ以外の方の分については、一般会計から支出することになります。」と

答えられました。

そして、民生費・社会福祉総務費で、委員から「食の自立支援事業委託料で食数が増えたということですが、増額の要求が出ています。食数と実際の人数を教えてください。」という質問に対して、担当課長から「当初予算の段階で3万744食、9月時点での実利用人員が82名でした。10月末の利用実績が105名と実績が伸びており、年間3万8,318食を見込んでおります。今回、差額分を要求している。」との答えでした。

さらに委員から「食の自立支援で食事提供していたのを途中でやめた方はどのくらいいますか。」との質問に対して、担当課長が「施設に入られたり、入院による中断が多いということです。また、苦情などはなく、喜ばれていると考えています。」というお答えでした。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第54号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、これについては、質疑及び意見はありませんでした。採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）について質疑を行っています。保険給付費・市町村特別給付費で、委員から「紙おむつ購入費支給対象の基準と、利用者の人数について教えてください。」という質問に対して、担当課長から「基準として在宅の要支援2判定以上の方が対象です。おむつ代の上限としては月当たり2万円まで。そのうち、自己負担は2割で4,000円となります。利用者については、現在月平均112名程度の利用があっており、当初予算時点では100名弱を見込んでおりました。」と答えられました。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます。産業建設厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田義昭君） 以上で、各常任委員長長の報告は終わりました。これから各常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

-----○-----

日程第2 議案第49号 氷川町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例の制定について

○議長（永田義昭君） 日程第2、議案第49号、氷川町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第50号 氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第3、議案第50号、氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第51号 氷川町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（永田義昭君） 日程第4、議案第51号、氷川町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第51号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第52号 平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（永田義昭君） 日程第5、議案第52号、平成27年度氷川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第52号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第53号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（永田義昭君） 日程第6、議案第53号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第53号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第54号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第

2号) について

○議長（永田義昭君） 日程第7、議案第54号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第55号 平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号） について

○議長（永田義昭君） 日程第8、議案第55号、平成27年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第56号 氷川町指定金融機関の指定について

○議長（永田義昭君） 日程第9、議案第56号、氷川町指定金融機関の指定についてを議題とします。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

○議長（永田義昭君） お諮りします。

ただいま町長より諮問第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1を議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

諮問第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決しました。

-----○-----

追加日程第1 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（永田義昭君） 追加日程第1、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（藤本一臣君） 諮問第2号につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞くものとさせていただきます。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原276番地13、小田 修、生年月日、昭和25年4月28日生まれでございます。同氏は37年間、教職員として児童生徒の指導に尽力をされてこられました。その間、教育事務所の指導主事、小中学校の校長をはじめ、海外の日本人学校への派遣も経験をされております。中立公正な立場で熱意を持って児童生徒に寄り添いながら、学校現場で人権啓発等に積極的に取り組んでこられております。これまでの豊富な経験や知識を生かし、民意をくみ取りながら人権擁護意識の啓発などに活躍が期待できますので、人権擁護委員候補者として

推薦してよろしいか、議会の意見を求めます。

○議長（永田義昭君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、諮問第2号を採決します。本件は、適任者として推薦することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立全員です。したがって、諮問第2号は適任者として推薦することに決定しました。

-----○-----

日程第10 総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第10、総務文教常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第11、産業建設厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

産業建設厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査・活動に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（永田義昭君） 日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 2 7 年第 4 回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前 1 0 時 3 1 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議員 永 田 義 昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 片 山 裕 治

平成 年 月 日 氷川町議会議員 米 村 洋